

**寒川町地域自立支援協議会提言書
(案)**

平成 31 年 1 月

はじめに

寒川町地域自立支援協議会は、障がい者等への相談支援を中心とした関係機関等の連携の強化をはじめとし、町の障がい福祉施策や計画の検討、評価及び提案することなどを目的に設置され、平成30年度は7月から3月までに5回にわたり、協議を行いました。

主な協議内容としては、・・・・・・・・・・

- 地域生活支援拠点の整備について
- 相談支援のつながり創り企画について
- 障がい者差別解消啓発活動について

平成31年3月

寒川町地域自立支援協議会

会長 内山 泰祐

当協議会で協議した結果、町において次の項目について特に取り組みが必要とされると考えられますので、一層の取り組みを行うようお願いいたします。

I 地域生活支援拠点について

① 相談支援体制の強化について

町における障がいのある人相談支援体制は、平成29年度に相談支援事業所を1か所増設し、2か所の設置としたことで、より身近な地域で相談支援が受けられるよう体制強化をはかってまいりました。

しかしながら、現在の町の相談の現状は、当事者だけではなく、家族の高齢化などの複合化した問題を抱えていることが多く、様々な相談に総合的に対応する必要が出てきています。

そのため、相談支援事業所へのスーパーバイズや困難事例への対応、地域の福祉人材の育成が必要不可欠となっており、専門性の高い人材の確保と長期間の配置を行い、障がいに特化した質の高い相談機能としての基幹型相談支援センターの設置をお願いします。

基幹型相談支援センターの設置にあたっては、地域相談支援や各事業所への基幹支援、虐待防止、権利擁護など1事業所では担いきれない事業となるため、協議会と連携し活動する事業所と位置付ける必要があると考えます。

② 緊急時の受け入れ・対応について

国の指針では、養護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能を構築することとされています。

町の現状としては、町内の社会資源はなく、近隣の施設は、ショートステイが込み合っていて、緊急利用することは難しく、また、土日は相談支援事業所が閉所していて、調整スタッフがいない状況です。

緊急時の短期入所については、平成30年度から、市町村が地域生活支援拠点と認定した施設にあっては、定員を超えた受け入れを可とする制度となっていることから、近隣市の入所施設等と地域生活支援拠点の協定を結ぶなどの働きかけをお願いします。

また、緊急対応の可能性のある世帯等への支援は、事前に必要な支援についてコーディネートすることにより、福祉事業所や医療機関との事前の連携を図る等の、緊急時を想定したコーディネート機能を**基幹型相談支援センター**が担う方法等が有効的と考えます。

③ 地域の体制づくり

日ごろから、障がいのあるなしにかかわらず、一住民として地域の防災等の活動に参加することが大切ですが、障がいのある人や家族が安心して地域の活動に参加するためには、地域の関係者の障がいに対する理解の促進と、障がい特性に応じた情報提供や支援体制の構築が必要と考えます。

そのためには、当事者やその家族が積極的に地域の活動に参加していくことにより、顔の見える関係づくりをすすめ、障がいのある人やその家族がどのような支援を必要としているのか自ら情報発信していくことが必要不可欠と考えます。

まず、その第1歩として、町が主催する会議や委員会等へ、本協議会の委員が参画することで、障がいへの理解促進につながると考えますので、各関係機関への働きかけをお願いいたします。

II その他について

① 障がい児支援のための提供体制の整備

国の指針では、児童発達支援センターを地域の実情を踏まえて圏域もしくは町に少なくとも1か所以上設置することとされています。

町の現状では、近隣の民間の児童発達支援センターを利用いただいているところですが、事業所も込み合っていることから、児童発達支援センターや保育所等訪問支援を希望どおりに利用できる状況にありません。

障がい児等の早期支援は、障がいのある人が地域で自立した生活を送るための基盤作りにおいて極めて重要なものであり、特に乳幼児期からの療育指導はその後に続く保育・学校教育などの各段階における支援の基盤になるものと考えます。

適切な療育を進められる環境整備は、緊急的な課題であるため、町単独設置の検討を進めるとともに、圏域や市町村の連携による利用をいち早く可能にするなどの対策をお願いします。

